

伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業

募集要項（案）

令和8年7月

伊丹市上下水道局

【募集要項（案）】

目次

第1章 募集要項の位置づけ	1
第2章 一般事項	1
2.1 事業の概要	1
2.2 対象施設	3
2.3 業務範囲	6
2.4 事業期間	7
2.5 提案上限価格	7
2.6 遵守すべき法制度等	7
2.7 事業実施状況の確認（モニタリング）	7
第3章 プロポーザル応募の手続き	9
3.1 募集等のスケジュール	9
3.2 応募者の構成	10
3.3 事業スキーム	10
3.4 プロポーザル応募に関する手続き	11
3.5 プロポーザル応募に関する留意事項	14
3.6 担当窓口	15
第4章 応募者の備えるべき応募資格要件	16
4.1 応募者に共通する資格条件	16
4.2 設計企業の資格要件	16
4.3 建設企業（代表企業）の資格要件	17
4.4 地元建設企業の資格要件	17
4.5 地元建設企業以外の管工事企業の資格要件	18
4.6 応募者の制限	19
4.7 応募者の資格要件を喪失した場合の取扱い	19
第5章 プロポーザル応募時の提出書類	20
5.1 応募資格審査書類	20
5.2 提案書類	21
第6章 事業者の選定方法	22
6.1 応募資格の審査	22
6.2 提案内容の審査	23
6.3 審査委員会	24
6.4 最優秀提案者の選定	24
6.5 優先交渉権者の決定	24
6.6 審査結果の通知及び公表	24

第7章 本局と事業者の責任分担.....	25
7.1 基本的な考え方.....	25
7.2 予想されるリスクと責任分担.....	25
第8章 契約に関する事項.....	28
8.1 契約手続き.....	28
8.2 契約の枠組み.....	28
第9章 支払条件.....	30
9.1 費用の構成.....	30
9.2 費用の調達.....	30
9.3 費用の支払方法.....	30
9.4 物価変動による工事費の変更.....	30

第1章 募集要項の位置づけ

伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、伊丹市上下水道局（以下「本局」という。）が、「伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業」（以下「本事業」という。）を設計施工一括発注方式（DB方式、Design Build）により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下「応募者」という。）を対象に交付されるものである。なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- ① 要求水準書
- ② 事業者選定基準
- ③ 提出書類作成要領及び様式集
- ④ 基本協定書
- ⑤ 設計業務委託契約書
- ⑥ 工事請負契約書

第2章 一般事項

2.1 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、令和8年2月に策定した「伊丹市水道ビジョン 2035 未来につなぐ 安全・安心な 伊丹の水道」に掲げる「配水本管更新事業の推進」を実現するための施策であり、現在老朽化が進行している配水本管の更新・耐震化を推進することを目的とする。

(2) 事業名

伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業

(3) 事業場所

伊丹市 全域（要求水準書（案）の図 2-1～図 2-3 参照）

(4) 管理者名

伊丹市上下水道事業管理者
大西 俊己

(5) 事業方式

本事業は、本局と事業契約を締結した事業者が、対象施設の設計及び施工を行った後、本局に施設を引き渡す設計施工一括発注方式（DB方式）により実施する。なお、設計及び施工に必要な資金については本局が調達する。

(6) 事業者選定方式

本事業は、本対象路線に関する設計及び施工に係る技術提案を公募し、応募者の新技術等の活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められた応募者を特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2.2 対象施設

(1) 施設概要

本事業の対象施設は、下表に示すとおりとする。

表 2-1 対象施設の概要

路線名称	仕様・規模等
千僧系統北部 第1配水本管	開削工-県道 DIP-NS φ500mm 127m
	開削工-市道 DIP-NS φ500mm 510m
	開削工-県道 DIP-NS φ600mm 14m
	開削工-市道 DIP-NS φ600mm 443m
	開削工-市道 DIP-NS φ800mm 868m
	推進工-県道 DIP-PN φ500mm 162m
	推進工-市道 DIP-PN φ500mm 14m
	推進工-市道 DIP-PN φ600mm 47m
	推進工-市道 DIP-PN φ800mm 21m
	推進工-市道 DIP-PN φ800mm 84m
	不断水分岐 φ100mm×φ100mm 1箇所
	不断水分岐 φ500mm×φ500mm 1箇所
	インサートバルブ φ500 1箇所
	布設延長 2,290m
千僧系統北部 第2配水本管	開削工-県道 DIP-GX φ300mm 510m
	開削工-県道 DIP-GX φ450mm 496m
	推進工-県道 DIP-PN φ500mm 62m
	不断水分岐 φ300mm×φ250mm 1箇所
	不断水分岐 φ300mm×φ300mm 4箇所
	インサートバルブ φ300 1箇所
不断水仕切弁 φ300 1箇所	布設延長 1,068m
千僧系統北部 第3配水本管	開削工-県道 DIP-GX φ400mm 163m
	開削工-市道 DIP-GX φ400mm 155m
	推進工-県道 DIP-PN φ400mm 15m
	不断水分岐 φ150mm×φ150mm 1箇所
	不断水分岐 φ300mm×φ300mm 1箇所
千僧系統北部 第4配水本管	開削工-県道 DIP-GX φ400mm 472m
	推進工-国道 DIP-PN φ400mm 28m
	不断水分岐 φ200mm×φ200mm 1箇所
	不断水分岐 φ500mm×φ400mm 1箇所

	不断水仕切弁 φ 500 1 箇所 <p style="text-align: right;">布設延長 500m</p>
千僧系統西部 第1配水本管	開削工-県道 DIP-GX φ 150mm 50m 開削工-県道 DIP-GX φ 350mm 768m 開削工-市道 DIP-GX φ 350mm 1,274m 推進工-県道 DIP-PN φ 350mm 16m 推進工-市道 DIP-PN φ 350mm 10m 不断水分岐 φ 150mm×φ 150mm 2 箇所 不断水分岐 φ 200mm×φ 200mm 1 箇所 <p style="text-align: right;">布設延長 2,118m</p>
千僧系統南部 第1配水本管	開削工-県道 DIP-GX φ 300mm 205m 開削工-市道 DIP-GX φ 300mm 514m 開削工-市道 DIP-NS φ 500mm 791m 開削工-市道 DIP-NS φ 700mm 901m 開削工-場内 DIP-NS φ 800mm 107m 推進工-市道 DIP-PN φ 300mm 14m 推進工-市道 DIP-PN φ 500mm 497m 推進工-市道 DIP-PN φ 500mm 17m 推進工-市道 DIP-PN φ 500mm 8m 推進工-県道 DIP-PN φ 700mm 21m 推進工-市道 DIP-PN φ 700mm 14m 推進工-国道 DIP-PN φ 700mm 51m 不断水分岐 φ 100mm×φ 100mm 1 箇所 不断水分岐 φ 150mm×φ 150mm 2 箇所 不断水分岐 φ 250mm×φ 250mm 3 箇所 水管橋-市道 パイプビーム φ 300 3m <p style="text-align: right;">布設延長 3,143m</p>
千僧系統南部 第2配水本管	開削工-県道 DIP-NS φ 500mm 433m 開削工-市道 DIP-NS φ 500mm 376m 推進工-市道 DIP-PN φ 500mm 7m 推進工-市道 DIP-PN φ 500mm 17m 不断水分岐 φ 250mm×φ 250mm 2 箇所 <p style="text-align: right;">布設延長 833m、撤去延長 433m</p>
全体	<p style="text-align: right;">布設延長 10,285m、撤去延長 433m</p>

※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

※千僧系統北部第1配水本管の「開削工-市道 φ 800mm 868m」のうち124mは歩道に布設する計画である。

※既設管撤去について、交付金の活用及び施工の可能性を踏まえた上で、全体コストの低減に繋がる場合は、撤去の可否変更の提案も可能とする。なお、基本設計における考え方は以下に示すとおりである。

- ・ 既設管と同ルートに新設管を布設する路線（千僧系統南部第2配水本管）については、本事業にて既設管を撤去する。

2.3 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び施工であり、その概要は下表に示すとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表 2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	業務内容
設計	調査業務	設計施工に必要な部分の現地踏査、地下埋設物調査、公私道調査、地下埋設物包蔵地調査、測量調査、地質調査、試掘調査。
	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、ルート変更や工区割について検討し、対象施設の詳細設計を行う。また、事業費を算出するとともに、設計図書を作成する。
	設計に伴う各種申請等の業務	各種申請等の手続に必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る作業を行う。
	交付金申請書作成支援業務	交付金の申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成支援を行う。また、本局が会計検査を受検する際に、資料作成等の対応を行う。
工事	工事業務	表 2-1 に示す対象施設の工事及び工事現場管理並びに日々の工事に関する工事管理を行い、本局に提出する工事書類の作成・提出を行う。
	通水準備補助業務	新設管への切替えに伴う住民への周知、立会い等の通水準備の補助を行うとともに、切替えの作業の補助を行うこと。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。なお、申請に必要な証紙等の費用は事業者の負担とする。
	交付金申請書作成支援業務	交付金の申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成支援を行う。また、本局が会計検査を受検する際に、資料作成等の対応を行う。
	家屋調査	建設工事に伴う周辺家屋への影響に関する事前及び事後調査を行う。
	変更及び出来高精算業務	工事の変更及び出来高精算に係る数量及び見積書等の資料等や工事完成書類の作成を行う。

2.4 事業期間

契約を締結した翌日から令和18年3月31日まで

2.5 提案上限価格

本事業の提案上限価格（積算基準日：令和8年3月31日）は次のとおりとする。

総事業費 6,844,134,000円（うち、消費税及び地方消費税額602,589,000円）

設計委託費 215,611,000円（うち、消費税及び地方消費税額19,601,000円）

工事請負費 6,628,523,000円（うち、消費税及び地方消費税額582,988,000円）

※各年度の事業費の提案に当たっては、閲覧資料「事業計画工程表」に各年度別の概算事業費を示すので、参考とすること。

2.6 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、要求水準書「3.1 関係法令及び基準・仕様等」に示す関係法令等を遵守すること。

また、関係機関への各許可申請及び届出等のうち、現時点で想定されるものは要求水準書「3.1 関係法令及び基準・仕様等」に示す提出先を参照すること。

2.7 事業実施状況の確認（モニタリング）

本局は、事業者による設計及び施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類等に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

(1) モニタリングの時期と内容

事業者は、設計及び施工の進捗状況について、本局が定めた方法に従って定期的にセルフモニタリングの実施とその結果を記録した資料を作成する。本局は、事業者が提出する資料に基づき評価を行う。ここで、モニタリングの時期及び内容は、概ね以下に示すとおりとする。なお、本局が別途確認を必要とする場合においては、本局の方法及び手段により実施するものとする。

① 業務着手時

事業者は、業務着手時に業務全体に関する工程表及び業務計画書等を本局に提出し、本局は要求した事業スケジュール等に適合しているか否かの確認を行う。

② 事前調査時

本局は、事前調査完了時に事業者から提出された調査結果等について、要求水準を満たしているか否かの確認を行う。

③ 設計時

本局は、詳細設計完了時に、事業者から提出された図書について、契約書及び要求水準書（以下「契約書等」という。）に定められた水準を満たしているか否かの確認を行う。

④ 工事施工時

本局は、事業者が行う工事施工、工事管理の状況について、契約書等に定められた水準を満たしているか否かの確認を適宜行う。

⑤ 工事完成・施設引渡し時

本局は、完成した施設等が、契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。この際、事業者は、施工記録を用意する。

(2) モニタリングの結果

モニタリングにより、設計及び施工の実施状況が「設計業務委託契約書」、「工事請負契約書」及び「要求水準書」等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本局は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。その対応状況によっては、支払い金額を減額することがある。

(3) モニタリングに要する費用の負担

本局が確認に要する費用のうち、本局に生じる費用は本局の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

第3章 プロポーザル応募の手続き

3.1 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりである。

実施内容	年月日
実施方針及び要求水準書（案）等の公表	令和8年4月上旬
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付（開始～締切り）	令和8年4月上旬～5月下旬
説明会の実施	令和8年5月中旬
実施方針及び要求水準書（案）等に関する質問への回答の公表	令和8年6月上旬
第1回審査会	令和8年6月下旬
募集要項等（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、提案書類作成要領及び様式集、基本協定書（案）、設計業務委託契約書（案）、工事請負契約書（案））の公表	令和8年7月上旬
資料貸与申請（開始～締切）	令和8年7月上旬～7月中旬
募集要項等に関する質問の受付（開始～締切）	令和8年7月上旬～7月下旬
募集要項等に関する質問への回答の公表	令和8年8月上旬
応募資格審査書類の受付（受付開始～締切）	令和8年8月上旬～9月上旬
臨時審査会	令和8年10月上旬
応募資格審査結果の送付（発送日）	令和8年10月中旬
提案書類（参考見積書及び技術提案書）の受付（開始～締切）	令和8年10月中旬～11月中旬
第2回審査会	令和8年11月下旬
技術提案書等に関するプレゼンテーション	令和8年12月下旬
第3回審査会	
事業者選定結果公表	令和9年1月上旬
基本協定締結	令和9年2月上旬
設計業務委託契約締結	令和9年2月中旬
工事請負契約締結	事業者の提案内容による

3.2 応募者の構成

- ① 応募者は、設計企業と建設企業を兼ねる単体企業（以下「単体企業」という。）、又は設計企業及び建設企業を含む複数の企業等により構成される特定建設工事共同企業体とするグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ② 応募グループの代表企業は建設企業とし、参加表明書により代表企業であることを明示するとともに、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。
- ③ 単体企業は、設計企業及び建設企業の資格要件を満たすこととする。
- ④ 単体企業の場合は、伊丹市内に本社・本店を置く地元の企業に対して、少なくとも1者以上に業務を下請発注すること。
- ⑤ 応募グループに地元企業を含めない場合は、伊丹市内に本社・本店を置く地元の企業に対して、少なくとも1者以上に業務を下請発注すること。
- ⑥ 地元建設企業以外の管工事企業に対して、応募グループの構成員に含めること、又は下請発注とすることができる。
- ⑦ 各企業に必要な資格要件は、「第4章 応募者の備えるべき応募資格要件」による。

3.3 事業スキーム

本事業の事業スキームは、下図に示すとおりとする。

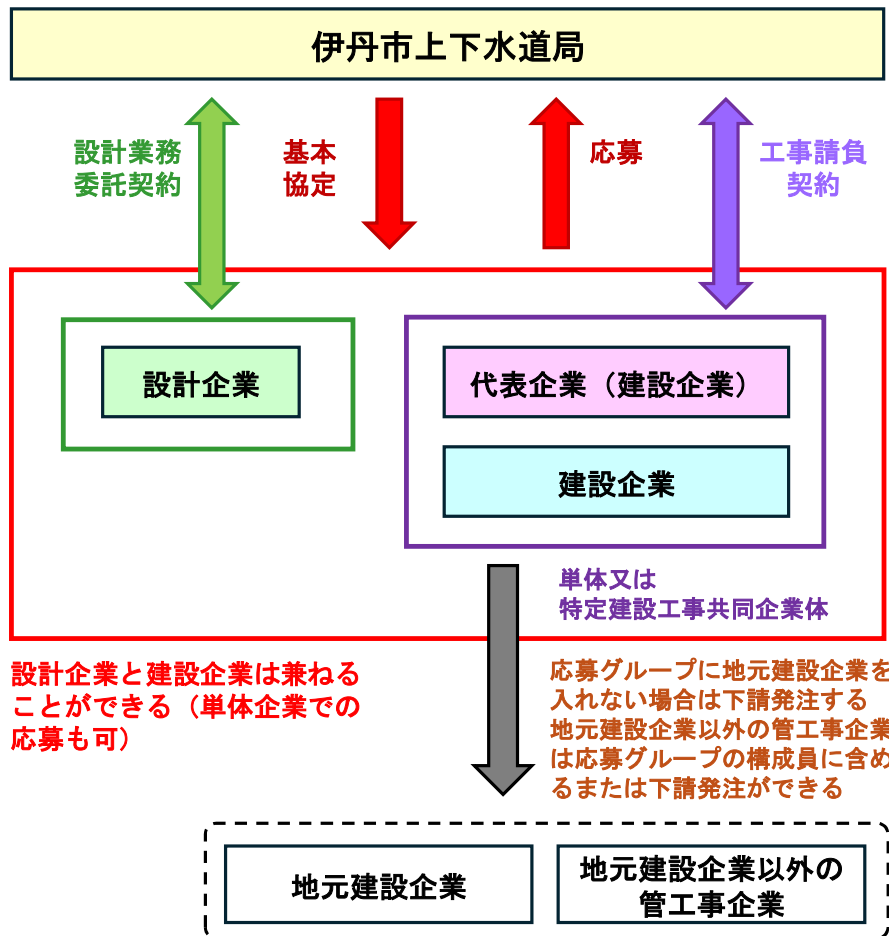


図 3-1 事業スキーム

3.4 プロポーザル応募に関する手続き

(1) 募集要項等に関する質問の受付等

1) 質問の受付

募集要項等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

表 3-1 募集要項等に関する質問の受付

項目	内容
受付期間	令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○） 時必着とする
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、 電話等による問い合わせには応じない。
質問書の様式	
電子メールの件名	電子メールの件名は、「【プロポーザル質疑書】○○（提案者 名）」とすること。
提出先及び電子メール 到着確認に関する 問合せ先	伊丹市上下水道局経営企画室経営企画課（事務局） 〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1番地2 電話番号：072-783-1600（直通） 電子メール：561100@city.itami.lg.jp

2) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものと本局が認めたものを除き、以下の要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

項目	内容
公表日（予定）	令和○年○月○日（○）
ホームページアドレス	

(2) 資料貸与

基本設計検討資料を以下のとおり貸与する。

項目	内容
貸与期間	令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）
対象資料	
申請先及び電子メール 到着確認に関する 問い合わせ	伊丹市上下水道局経営企画室経営企画課（事務局） 〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1番地2 電話番号：072-783-1600（直通） 電子メール：561100@city.itami.lg.jp

貸与方法	
注意事項	

(3) 応募資格審査書類の受付

応募資格審査結果の通知は、以下のとおり実施する。なお、書類の提出は、単体企業又は応募グループの代表企業が行わなければならない。

項目	内容
受付期間	令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇） 時必着とする
提出場所	伊丹市上下水道局経営企画室経営企画課（事務局） 〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1番地2 電話番号：072-783-1600（直通）
提出方法	持参又は郵送（簡易書留等記録が確認できるもの）
提出書類	

(4) 応募資格審査結果の送付

応募資格審査結果の通知は、以下のとおり実施する。

項目	内容
送付日（予定）	令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）まで
送付先	

(5) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、単体企業又は応募グループの代表企業が行わなければならない。

項目	内容
受付期間	令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇） 時必着とする
提出場所	伊丹市上下水道局経営企画室経営企画課（事務局） 〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1番地2 電話番号：072-783-1600（直通）
提出方法	持参又は郵送（簡易書留等記録が確認できるもの）
提出書類	

(6) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、単体企業又は応募グループの代表企業が行わなければならない。

項目	内容
受付期間	令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇） 時必着とする
提出場所	伊丹市上下水道局経営企画室経営企画課（事務局） 〒664-0881 伊丹市昆陽1丁目1番地2 電話番号：072-783-1600（直通）
提出方法	持参又は郵送（簡易書留等記録が確認できるもの）
提出書類	

(7) プレゼンテーションの実施

本局は、基礎審査等を通じた応募者に対し、令和8年12月に応募者による提案書類の内容に関するプレゼンテーションを受け、ヒアリング等を実施する。なお、この詳細については、該当する応募者に令和9年〇月までに通知する。

3.5 プロポーザル応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及びその追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本局は、本事業の公表のため及びその他本局が必要と認める場合、応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって本局が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、本局に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(7) 提示資料の取扱い

本局が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

(8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ① 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- ② 事業名及び見積金額のない書類
- ③ 単体企業名、代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- ④ 事業名に誤りのある書類
- ⑤ 見積金額の記載が不明瞭な書類
- ⑥ 見積金額を訂正した書類
- ⑦ 一つの応募において、同一の者が二以上の提案を行った書類
- ⑧ 提案書類の受付期間の締切までに本局担当窓口が届かなかった書類
- ⑨ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- ⑩ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

(9) 応募者が 1 者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が 1 者のみであった場合は、「第 6 章 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

(10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルに当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、単体企業又は応募グループの代表企業に通知する。

3.6 担当窓口

以上一連の手続きに関する担当窓口は以下のとおりである。

(担当窓口及び提出先)

伊丹市上下水道局 経営企画室 経営企画課

〒664-0881 兵庫県伊丹市昆陽 1 丁目 1 番地 2

電子メール 561100@city.itami.lg.jp

第4章 応募者の備えるべき応募資格要件

4.1 応募者に共通する資格条件

応募者を構成するすべての企業は、次に掲げるすべての要件に該当する者に限る。

- ① 契約締結日までに伊丹市入札参加資格者名簿に登録手続きを完了できていること。
- ② 伊丹市上下水道局入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市上下水道局入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- ⑤ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 伊丹市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4.2 設計企業の資格要件

設計企業は、次に掲げるすべての要件に該当すること。

- ① 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）における「上水道及び工業用水道部門」に登録していること
- ② 平成 22 年度以降に、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 5 項に規定する水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した上水道及び工業用水道における呼び径 500mm 以上の管路の詳細設計業務を受注し、完成した実績を有すること。
- ③ 次の要件を満たす技術者をそれぞれ配置できること。ただし、同一の技術者が i) と ii) を兼務することはできない。

i) 管理技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者（応募資格審査書類提出日において、連続して 3 か月以上の雇用関係にある者であること。）

平成 22 年度以降、上水道及び工業用水道における管路の詳細設計業務を、管理技術者あるいは照査技術者として経験していること。

ii) 照査技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者（応募資格審査書類提出日において、連続して 3 か月以上の雇用関係にある者であること。）

平成 22 年度以降、上水道及び工業用水道における管路の詳細設計業務を、管理技術者あるいは照査技術者として経験していること。

4.3 建設企業（代表企業）の資格要件

建設企業は、次に掲げるすべての要件に該当すること。

- ① 契約締結先となる営業所等が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 水道施設の経営事項審査における総合評定値（P 点）が 700 点以上であること。
- ③ 平成 22 年度以降に、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 5 項に規定する水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した上水道及び工業用水道における呼び径 500mm 以上の管路工事を受注し、完成した実績を有すること。
- ④ 公益社団法人日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証（大口径管）」又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会が発行する「JDPA 継手接合研修会受講証（耐震管（呼び径 500mm 以上）」）を保有する主任又は監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る）を配置できること。
- ⑤ 次の i) の要件を満たす技術者を配置すること。また、ii) 及び iii) のいずれかの要件を満たす技術者をそれぞれ配置できること。

i) 統括責任者

設計施工の事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。統括責任者は、本局との統括的な連絡窓口となるが、本事業は長期間にわたるため、本局の承諾を得た上で、代理となる連絡窓口（代表企業に限る。）を定めることができる。なお、統括責任者は主任又は監理技術者を兼ねることができる。

ii) 主任技術者

建設業法に定める水道施設工事業に係る主任技術者の資格を有する者を配置できること。本事業では、原則として工区ごとに工事請負契約を本局と締結する。このため、複数工区を同時に契約する場合には、契約ごとに主任技術者も配置する必要がある。

iii) 監理技術者

建設業法に定める水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を修了している者を配置できること。本事業では、原則として工区ごとに工事請負契約を本局と締結する。このため、複数工区を同時に契約する場合には、契約ごとに監理技術者も配置する必要がある。

4.4 地元建設企業の資格要件

地元建設企業は、次に掲げるすべての要件に該当すること。

- ① 伊丹市内に本社又は本店を有していること。
- ② 契約締結先となる営業所等が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

- ③ 水道施設の経営事項審査における総合評定値（P点）が400点以上であること。
- ④ 平成22年度以降に、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した上水道及び工業用水道における管路工事を受注し、完成した実績を有すること。
- ⑤ 公益社団法人日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証（大口径管）」又は一般社団法人日本ダクティル鉄管協会が発行する「JAPA継手接合研修会受講証（耐震管（呼び径500mm以上）」を保有する主任又は監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る）を配置できること。
- ⑥ 次の要件を満たすいずれかの技術者を配置できること。
 - i) 主任技術者
建設業法に定める水道施設工事業に係る主任技術者の資格を有する者を配置できること。
 - ii) 監理技術者
建設業法に定める水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を修了している者を配置できること。

4.5 地元建設企業以外の管工事企業の資格要件

管工事企業は、次に掲げるすべての要件に該当すること。

- ① 兵庫県、大阪府内に本社又は本店を有していること。
- ② 契約締結先となる営業所等が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 水道施設の経営事項審査における総合評定値（P点）が700点以上であること。
- ④ 平成22年度以降に、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した上水道及び工業用水道における呼び径300mm以上の管路工事を受注し、完成した実績を有すること。
- ⑤ 公益社団法人日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証（大口径管）」又は一般社団法人日本ダクティル鉄管協会が発行する「JAPA継手接合研修会受講証（耐震管（呼び径500mm以上）」を保有する主任又は監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る）を配置できること。
- ⑥ 次の要件を満たすいずれかの技術者を配置できること。
 - i) 主任技術者
建設業法に定める水道施設工事業に係る主任技術者の資格を有する者を配置できること。
 - ii) 監理技術者
建設業法に定める水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を修了している者を配置できること。

4.6 応募者の制限

本事業の発注支援業務に関わる者と資本面又は人事面において関連がある者については、本事業の応募者になることはできない。

- ① 本事業の発注支援業務に関わっている者
 - i) 株式会社日水コン
 - ii) 三浦法律事務所
- ② 発注支援業務に関わる者と資本面や人事面で関連がある者
 - i) 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。
 - ii) 「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

4.7 応募者の資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者を構成する企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から優先交渉権者の決定日までの間、「第4章 応募者の備えるべき応募資格要件」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

- ① 単体企業又は応募グループの代表企業が資格要件を喪失した場合
当該単体企業又は当該応募グループを失格とする。
- ② 応募グループの代表企業以外の企業が資格要件を喪失した場合
当該資格要件を喪失した企業を除外し、当該企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本局へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けた上、企業の役割分担の変更、又は企業の追加を認める。

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、応募資格審査書類と提案書類がある。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

5.1 応募資格審査書類

応募資格審査書類を以下に示す。

提出書類	様式
【様式Ⅰ】 応募資格審査に関する提出書類	
・ 応募資格審査書類一覧表	
・ 参加表明書	
・ 応募者の構成企業一覧表	
・ 資格審査申請書	
・ 設計企業の応募資格要件に関する書類	
・ 設計実績（設計企業）	
・ 配置予定技術者の資格（設計企業）	
・ 建設企業（代表企業）の応募資格要件に関する書類	
・ 完工実績（建設企業）	
・ 配置予定技術者の資格（建設企業）	
・ 地元建設企業の応募資格要件に関する書類	
・ 完工実績（地元建設企業）	
・ 配置予定技術者の資格（地元建設企業）	
・ 地元建設企業以外の管工事企業の応募資格要件に関する書類	
・ 完工実績（地元建設企業以外の管工事企業）	
・ 配置予定技術者の資格（地元建設企業以外の管工事企業）	
・ プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	
・ 委任状（応募者の各構成企業の代表者から代表企業の代表者への委任状）	
・ 会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	
【様式Ⅱ】 辞退に関する提出書類	
・ プロポーザル応募辞退届	

5.2 提案書類

提案書類として提出するものは、「提出書類作成要領及び様式集」に示すとおりである。

第6章 事業者の選定方法

6.1 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

本局は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類がすべて揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

本局は、提出された応募資格審査書類を審査した上、必要があると判断した場合は、当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加資料の提出を求めることがある。

(2) 応募資格要件の審査

本局は、応募者から提出された応募資格審査書類により応募資格要件を満たしていることを審査する。

本局は、提出された応募資格審査書類を審査した上、必要があると判断した場合は、当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加資料の提出を求めることがある。

ここで、審査内容は、以下のとおりとする。

項目	内容
応募資格要件	「第4章 応募者の備えるべき応募資格要件」の各項目

(3) 応募資格審査結果の通知

本局は、応募資格審査の結果を応募者に通知する。

6.2 提案内容の審査

提案内容の審査については、基礎審査（提案価格や要求水準との適合性）、詳細審査（プレゼンテーション、技術及び価格評価）によって行う。

(1) 基礎審査

1) 提案書類の確認

本局は、応募者から提出された提案書類がすべて揃っていることを確認する。

ここで、軽微な書類不備等があった場合、訂正による追加提出を認めるが、それを提案内容の審査に反映する可能性があることに留意すること。

2) 提案価格の確認

本局は、応募者が提出した価格が、提案上限価格以内であることを確認する。提案上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

3) 要求水準適合性の確認

本局は、応募者の提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

4) 基礎審査結果の通知

本局は、基礎審査の結果を、応募者へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

(2) 詳細審査

1) 提案書の受付

応募者から、資格審査に必要な書類、本事業に関する価格提案及び事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書等の提出方法時期及び提案に必要な書類の詳細等については、「提出書類作成要領及び様式集」に示すとおりである。

2) プレゼンテーションの実施

応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

3) 詳細審査の内容

詳細審査では、技術評価と価格評価を行う。

技術評価では、応募者が提出した提案内容をプレゼンテーションで確認し、評価項目及び配点に基づいて得点化（以下「技術評価点」という。）を行う。また、価格評価では、提案上限価格と提案価格との比率から得点化（以下「価格評価点」という。）を行う。

各応募者の技術評価点及び価格評価点を合計したものを総合評価点（100点満点）とす

る。これらの具体的な内容については、「事業者選定基準」に示す。

6.3 審査委員会

本局は、事業者の選定に際して、「伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、事業者選定基準をあらかじめ決定し、事業者選定基準に基づいて応募者の提案書等の評価を行う。

6.4 最優秀提案者の選定

最優秀提案者を本事業の優先交渉権者とし、次点であった者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定するが、総合評価点が最低合格点（60点）を超えていることとする。

6.5 優先交渉権者の決定

本局は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、次点であった優秀提案者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、募集要項の規定により優先交渉権者のみを決定する。

6.6 審査結果の通知及び公表

本局は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者（単体企業又は応募グループの代表企業）に対して書面にて通知するとともに、本局ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問合せには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者の単体企業又は応募グループの代表企業及び構成企業の名称は公表し、それ以外の応募者は単体企業又は応募グループの代表企業のみ名称を公表し、構成企業は非公表とする。

第7章 本局と事業者の責任分担

7.1 基本的な考え方

本事業では、施設の設計及び施工の契約を締結するものであり、設計及び施工の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、本局が責任を負うものとする。

7.2 予想されるリスクと責任分担

本事業で予想されるリスクについて、本局と事業者の分担を表 7-1 及び表 7-2 に示す。詳細については、設計業務委託契約書及び工事請負契約書に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

表 7-1 リスク分担 (1/2)

番号	リスクの種類		説明	リスク負担	
				本局	事業者
1	法制度	許認可リスク	本局が取得すべき許認可の遅延による事業への影響	○	
2			事業者が取得すべき許認可の遅延による事業への影響		○
3		法令変更リスク	法制度・許認可の新設・変更（本事業に直接影響を及ぼすもの）	○	
4			広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
5		税制変更リスク	法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更		○
6			本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更	○	
7	経済	物価変動リスク	人件費及び資機材の物価上昇に伴う費用及び価格高騰	○	
8		金利変動リスク	本事業に係る金利変動に係る費用増減		○
9	社会	住民対応リスク	本事業の実施そのものに関する地元合意形成	○	
10			事業者が行う業務（調査・工事）に関する地元合意形成		○
11		環境問題リスク	本局が行う業務に起因する環境の悪化	○	
12			事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		○
13		第三者賠償リスク	本局の責に帰すべき事業期間中の事故の賠償（本局の指示による事故発生の場合など）	○	
14			事業者の責に帰すべき事業期間中の事故の賠償		○
15	災害	災害リスク	戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止	○	
16	契約	入札説明リスク	募集要項や手続き等の誤り、内容の変更による事業への影響	○	
17		契約締結リスク	本局の事由による契約の未締結	○	
18			事業者の事由による契約の未締結		○
19		債務不履行リスク	本局の事由による（発注者の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）工事の中止・延期	○	
20			本局の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
21			事業者の事由による（事業破綻、事業放棄等）工事の中止・延期		○
22		発注者責任リスク	工事請負契約の締結に関しての責任	○	
23			工事請負契約の内容に関しての責任	○	
24			工事請負契約の内容変更を行う際の対応	○	
25	保険リスク	設計・工事段階のリスクをカバーする保険の加入		○	
26	設計	測量・調査リスク	本局が実施した測量・調査の不足	○	
27			事業者が実施した測量・調査の不足		○
28		設計リスク	本局の事由（提示条件や配管ルート等の大幅な変更等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
29			事業者の事由（提案の不備、事業者の事由による履行遅れ、設計不備等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○

表 7-2 リスク分担 (2/2)

番号	リスクの種類		説明	リスク負担		
				本局	事業者	
30	地中埋設物リスク		既存資料で把握及び想定不可能な土壌汚染、地下埋設物	○		
31			既存資料で把握及び想定可能な地下埋設物		○	
32			文化財の存在	○		
33	工事	用地リスク	工事に要する資材置き場、仮設道路等の確保		○	
34		現場リスク	工事の現場管理		○	
35		工事遅延リスク	本局の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大	○		
36			事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		○	
37		工事費増大リスク	本局の事由による設計返答等に伴う工事費の増大	○		
38			想定が困難な地下構造物や他企業埋設物等の移設費等に伴う工事費の増大	○		
39			事業者の事由による工事費の増大		○	
40		設計工事共通	安全確保リスク	調査、工事等における安全管理の実施		○
41		引渡	性能リスク	要求性能が不適合（施工不良を含む）であった際の対応		○
42	引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害等				○	

第8章 契約に関する事項

8.1 契約手続き

(1) 契約の条件

優先交渉権者と本局は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

(2) 契約の解除

優先交渉権者が「4.7 応募者の資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合、本局は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と基本協定締結の交渉を行う。ただし、「4.7 ②応募グループの代表企業以外の企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本局へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本局が認めた場合は、この限りではない。

8.2 契約の枠組み

(1) 事業契約の概要

事業者は、はじめに、提案書類に示す見積書（設計業務委託費用）に基づき、設計業務委託契約を本局と締結する。ただし、詳細設計期間中に不可抗力により発生した変更については、変更契約の対象とする。

詳細設計の完成後、提案書類に示す見積書（工事請負費用）と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた詳細設計工事額に基づき、原則として工区ごとに工事請負契約を本局と締結する。工区は最大7つとしており、工区数に応じた契約本数となることが基本であるが、事業者提案により複数工区を一括して工事請負契約を締結することは可能とする。

(2) 対象者

契約の対象者は、以下のとおりとする。

項目	内容
基本協定	本局と応募グループ あるいは、本局と単体企業
設計業務委託契約	本局と応募グループの設計企業 あるいは、本局と単体企業
工事請負契約	本局と応募グループの代表企業 あるいは、本局と単体企業

(3) 締結時期及び契約期間

基本協定及び各契約の締結時期並びに各契約の契約期間の予定を以下のとおり示す。なお、各契約締結時期については初年度の契約締結時期を、各契約期間の終期については本事業期間の終期を示している。

項目	内容
基本協定締結	令和9年2月
設計業務委託契約締結	令和9年2月
工事請負契約締結	事業者の提案内容による
設計業務委託契約期間	契約日の翌日から令和18年3月31日まで(事業者との提案協議による)
工事請負契約期間	契約日の翌日から令和18年3月31日まで(事業者との提案協議による)

(4) 契約保証金

設計業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

第9章 支払条件

9.1 費用の構成

費用の構成は、以下に示すとおりである。

項目		該当する業務
設計	設計費	調査業務
		詳細設計業務
		設計に伴う各種申請等の業務
		交付金申請書作成支援業務
工事	工事費	工事業務
		通水準備補助業務
		工事に伴う各種許認可等の申請業務
		交付金申請書作成支援業務
		家屋調査業務
		変更及び出来高精算業務

9.2 費用の調達

設計及び工事に要する費用は、本局が調達するものとする。

9.3 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各契約書に基づき支払うものとする。

9.4 物価変動による工事費の変更

物価上昇による工事費の変更については、以下に示すとおりとする。

- ① 工事請負契約書に基づき協議するものとする。
- ② 事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合には、本局と事業者が協議して対応を定めるものとする。